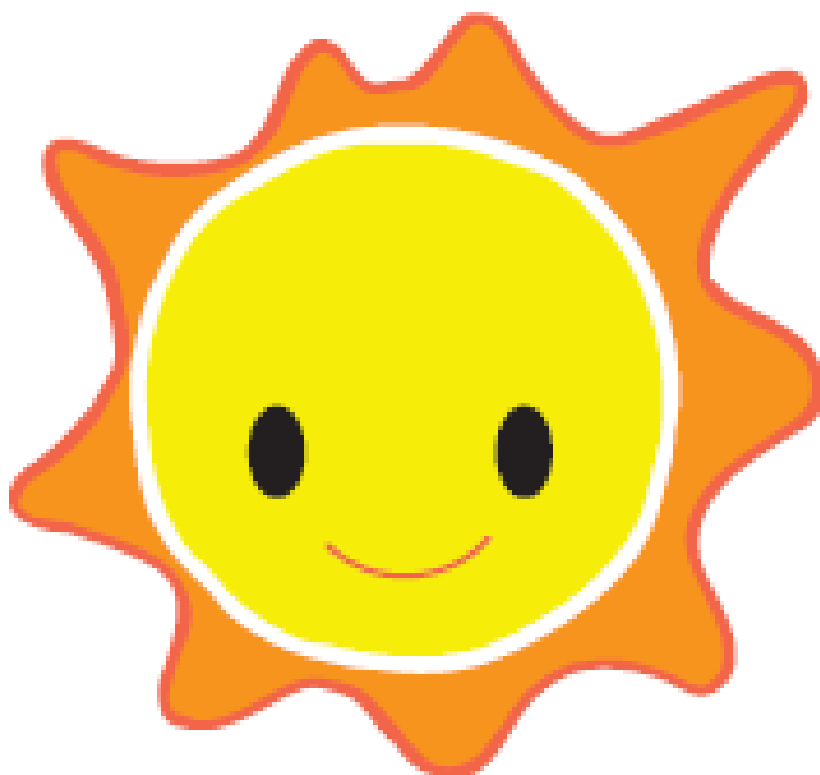


平成31年度 入園のしおり



木島平村

保育園名	所在地	電話番号	82-1515
おひさま保育園	〒389-2302 木島平村大字往郷2995番地1	有線番号	82-8585
		FAX番号	82-1516
		メールアドレス	hoiku@vill.kijimadaira.lg.jp

目 次

楽しい園生活を送るにあたって	1
保育方針	2
クラス編成	3
行事について	3
保育計画と保育時間	3～4
1日の生活の流れ	4
保育園の生活に必要なもの	5～6
服装について	6
連絡について	6
登降園について	7
給食・食物アレルギーについて	7
健康について	8
病気について	8
感染症について	9～10
ケガについて	11
オクレンジャー（一斉メール）の活用について	11
非常災害等の連絡について	11
保育要録の送付について	11
テレビ放映・新聞掲載等への対応について	12
子育てに関する相談について	12
保育料について	12～14
特別保育	14～16
信州やまほいく・ご意見・ご要望について	16
行事開催時の駐車場について	16～17
意見書・登園届・インフルエンザ治癒報告書・お薬連絡票	用紙

楽しい園生活を送るにあたって

保育園は、家庭生活から離れて保育士や友だちとともに生活する集団生活の場です。新しく集団生活に入られるお子さんは、環境の変化に最初は戸惑ったり、驚いたりすることもたくさんあるでしょう。

しかし、子どもたちはたくさんのお友だちといっしょに、さまざまな遊びや体験をしていく中で、少しずつ園生活に慣れ、そして成長していきます。

園での生活がお子さんの楽しい生活の場となりますように、保育園ではご家庭と協力し合っていきたいと考えています。ご理解とご協力をお願いいたします。

保育方針

おひさま保育園は“園児全員に平等に陽があたり、すくすくと育てほしい”との願いから命名された保育園です。保育園では、子どもたちの持っている可能性の芽を摘むことなく、伸ばしていけるよう、すべての子どものあるがままを受け入れ、職員一同が次の目標に向かって子どもたちに寄り添ってまいります。

「遊びの体験を広げ、心豊かに健康で明るい子ども」

保育目標	◎友だちと協力して意欲的に行動できる子ども ◎人の話を聴く、思っていることを話せる子ども
食育目標	◎食事の大切さを知り、望ましい食習慣を身につけた子ども
人権目標	◎生きる喜びや生命の大切さに気づく子ども ◎約束を守って楽しく生活できる子ども

年齢別目標（子どもの姿）と保育士の支援姿勢

0～1 歳 児	- 安定した生活の中で、自分でしようとする気持ちを大切に育てる。 - 思いや欲求を身振り・言葉で伝え、保育士や友だちとのやりとりを楽しむ。 - 食べることに興味を持ち、自分で食べる楽しさを感じる。
2 歳 児	- 生活に必要な身の回りのことを自分でしようとする。 - 保育士や友だちとかかわり、遊ぶことを楽しむ。 - 自分の思いや欲求を伝え、安心して過ごす。 - 友だちと一緒に席について、自分で食べようとする意欲を大切にする。
3 歳 児	- 身の回りのことや生活習慣が身につく。 - 感じたことや思いなど自分の気持ちを言葉で相手に伝えようとする。 - 見たり触れたりする物に興味をもち、おもしろさや美しさを知る。 - 箸の持ち方を覚え、楽しい雰囲気でする。
4 歳 児	- 危険な場所や危険な行動がわかり、安全に過ごそうとする。 - 自分の意見を主張し、相手の意見を受け入れながら係わりを楽しむ。 - 感じたこと、想像したことを様々な表現で楽しむ。 - 協調する態度を身につけ、思いやりの心を育てる。 - 食事のマナーを守り、時間の見通しを持ちながら楽しく食事をする。
5 歳 児	- 友だちとの係わりを大切にし、相手の話を聴いて自分の気持ちを表現しようとする。 - 身の回りにある「もの」に自ら係わり、意欲的に様々な活動を取り入れ楽しもうとする。 - 様々な体験活動を通して、主体的な行動やみんなで協力する充実感を味わう。 - 収穫物について知り、食事と健康の関連に興味をもって食べる。

クラス編成 (平成31年4月1日現在)

クラス名	クラス数	年 齢	区 分	生 年 月 日
みどり組	2	5歳児	年長児	H25. 4. 2～H26. 4. 1
あか組	2	4歳児	年中児	H26. 4. 2～H27. 4. 1
きいろ組	2	3歳児	年少児	H27. 4. 2～H28. 4. 1
もも組	2	2歳児	未満児	H28. 4. 2～H29. 4. 1
しろ組	1	1歳児	未満児	H29. 4. 2～H29. 12. 31
ひよこ組	1	0～1歳児	未満児	H30. 1. 1以降に生まれた生後6か月以上の乳幼児

※ ひよこ組のお子さんは、月齢等に応じて年度途中で順次『しろ組』へ異動します。

行事について

年間計画については、入園式当日にお渡しします。毎月の行事予定および保育内容は、毎月の園だよりでお知らせします。ここでは、毎月定例で行うものを紹介します。

- ① 身体測定
身体、体重を測定し、結果は出席ノートに記入してお知らせします。
- ② お誕生会
お誕生月のお友だちをみんなでお祝いします。
特別給食となり、3歳以上児は主食代を集金します。
- ③ 避難訓練
いざという時（火災・地震・不審者等）に備えて避難訓練をします。

保育計画と保育時間

入園式……4月2日（火）10時からおひさま保育園の遊戯室で行います。

※9時20分から保護者会総会を予定しています。間に合うよう登園してください。

4月の保育時間

★ 新入園児

入園した日から一定の期間、ならし保育を行います。

※ならし保育とは……お子さんが徐々に保育園生活に慣れていけるよう、段階的に保育時間を延ばしていくことをいいます。

4月3日（水）～ 4月9日（火）	8時30分～12時30分	- 給食が始まります。 - お昼寝はありません。
---------------------	--------------	---

※新入園児と30年度に途中入所した園児は、上記期間中に家庭訪問を行う予定です。

※4月10日（水）から通常の保育時間となり、お昼寝と希望者には延長保育が始まります。

★ 継続児

4月3日（水）から通常の保育時間となり、希望者には延長保育を行います。

お昼寝用布団と、3歳以上児（きいろ・あか・みどり組）はご飯が必要となります。

通常の保育時間

平日……8時30分～16時30分

土曜日……8時30分～12時

延長保育時間 詳しくは14ページをご覧ください。

平日……7時30分～8時30分、16時30分～19時
土曜日……7時30分～8時30分、12時～19時



休園日

- ★ お盆休み…… 8月13日（火）～8月16日（金）
- ★ 年末年始休み…12月29日（日）～1月 3日（金）
- ★ 春休み……… 3月27日（金）～4月 1日（水）（予定）
- ★ 長野県保育研究大会が木島平村で開催されるため、10月12日（土）は、休園日とさせていただきます。（31年度のみ）

希望登園日

- ★保育士の休暇確保を目的に月1～2回程度、土曜日の午前中は希望保育を実施します。（10月からの保育料無償化（予定）に伴い、利用児童の増加が見込まれるため、全ての土曜日が希望保育となります。）
- このほか、卒園式後の3月27日（金）～31日（火）（予定）については、朝8時30分から16：30分まで希望保育を実施します。延長保育についても実施。
- ※保育を希望される方は、申し込みが必要です。
- ※3月27日～31日までの一日保育を希望される場合は、年齢にかかわらず全員おかし入りのお弁当が必要となります。また、別途おやつ代をいただきます。

1日の生活の流れ

時 刻	日 課	活 動 の 内 容
8：30 ～9：00	登 園	登園し、元気よく朝のあいさつをします。 朝の視診を受けます。 家庭からの連絡などを伝えます。
	遊 び	遊具や用具など、いろいろな物を使って友だちとの ふれあいを深めながら遊びます。
9：45	片づけ クラス保育	使った遊具や用具を決められた場所へ片づけます。 各クラスの設定保育を展開します。 ※3歳未満児はおやつを食べます。
11：30	昼 食	楽しく、好き嫌いなく、一定時間内に食べる習慣を 身につけます。食後は片づけをし、歯みがきをしま す。
13：00	お 昼 寝	お話や音楽を聴き、静かに眠ります。
15：00	お や つ	楽しくおやつを食べます。
16：00	降園準備	お帰りの準備をします。
16：30	降 園	安全に注意して降園します。

- ◎ 幼児の活動は、発達年齢や保育時間によって多少変わることがあります。
- ◎ 土曜日は、おやつを食べて12時降園となります。
- ◎ 希望者は、延長保育（7：30～8：30、16：30～19：00）を行います。

保育園の生活に必要なもの

※すべての持ち物・衣類に、はっきりわかるように記名をしてください。

通年を通して使うもの

★通園かばん

通園かばんに付けるものは、お守りだけにしてください。

キーホルダーが付いていると遊びにつながり、トラブルが発生します。付けないようにしましょう。

★上履き…ひとりで脱ぎ履きできる、子どもの足にあったズック靴がよいです。

★歯みがき用具…歯ブラシとコップを布袋に入れて、毎日清潔にして持たせてください。 (未満児については、連絡があるまでお待ちください。)

★お昼寝用布団(枕はいりません)

①敷布団の綿(わた)の厚みは長座布団程度とし、大きさはお子さんに合わせて用意してください。(通年を通して厚みのあるものをお願いします。)

②カバーは袋式のものを掛け、縫いつけ式は避けてください。

③掛敷布団とカバーには縦10cm×横30cmぐらい(A4サイズ半分ぐらい)の白い布を縫いつけ、大きく記名してください。

★絵本バック…絵本の貸し出しを毎日降園時に行ないます。貸し出し期間は4月～2月とします。(3月は絵本の整理をします。)

★園庭用くつ(外遊び用くつ)…しろ組以上の園児については、登園用のくつとは別に、お部屋から園庭に出られるよう外履きをご用意ください。詳細は園だよりでお知らせします。

3歳以上児(きいろ組・あか組・みどり組)のみ

★アルミ製の弁当箱、はし、はし箱を布袋に入れて持たせてください。

※冬期間、弁当箱を保温するためアルミ製をご用意ください。ゴムバンドはいりません。

★着替え二組(肌着、パンツ、上着、ズボン、くつ下、ナイロン袋)と着替えを入れる布の袋

3歳未満児(もも組・しろ組・ひよこ組)のみ

★食事用エプロン…タオルを二つ折りにし、輪の方を縫い、ゴムを通してください。

ハンドタオルにゴムを通したものでかまいません。

★着替え三組(肌着、パンツ、上着、ズボン、くつ下、ナイロン袋)と着替えを入れる布の袋

*3歳未満児については、細かいものにも記名をお願いします。

オムツ使用児のみ

★オムツ袋…汚れたオムツを入れて持ち帰ります。

★紙オムツ、おしりふき…オムツは袋ごとお持ちください。おしりふきのカバーは必要ありません。

★上記のほか、未使用のタオル、台拭き(未使用のタオルを4分の1に折りたたんで縫い合わせたもの)などの提出をお願いすることがあります。

※布団カバーや着替えは、汚れたら持ち帰りますので、洗濯して持たせてください。

※汚れた着替えを入れる袋とオムツ袋は、ナイロン製のものを用意してください。

季節や指示で用意していただくもの

- ★タオルケット…夏季の間、お昼寝でタオルケットを使用します。6月ごろの園だよりでお知らせします。
- ★水着とバスタオル…7月に入るとプールや水遊びが始まります。水着と子ども用サイズのバスタオル、これらを入れるビニールの手提げ袋などご用意ください。水着の記名の方法など詳細は、時期になりましたら園からお知らせをします。
- ★防寒着…寒くなると、ジャンパー等防寒着を着用します。防寒着をフックにかけるため、タグの付近にひもをつけてください。

3歳以上児（きいろ組・あか組・みどり組）のみ

- ★パジャマとパジャマ袋…3歳以上児では、5月頃より着脱の練習も兼ねてお昼寝時にパジャマを使用します。担任から連絡がありましたらご用意ください。毎週金曜日に持ち帰りますので洗濯後月曜日に持たせてください。冬期間は使用しません。
- ★ビーチサンダル…夏期は、3歳以上児（きいろ組・あか組・みどり組）は上履きの代わりにビーチサンダルを使用します。園からの連絡がありましたらご用意ください。

※このほか、活動に応じて必要なものを用意していただくことがあります。詳細については別途園からお知らせします。

服装について

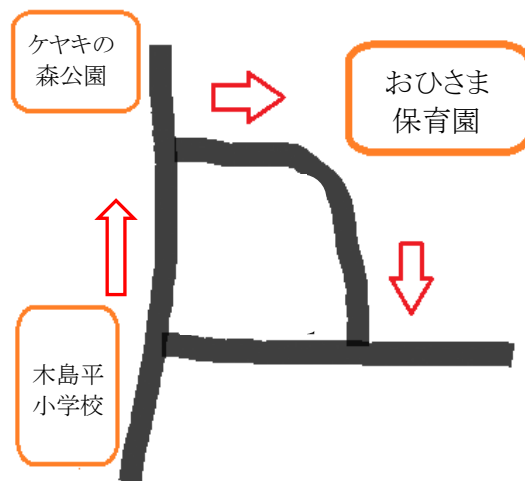
- 左胸に名札を必ず付けて、ズックぐつで登園しましょう。（名札は、クラスによっては保育園で保管します。）
- 服装は自由ですが、活動しやすく、汚れてもいい服で登園しましょう。
- 着脱の自立をはかるため、自分で着脱できる服装で登園しましょう。タイツ、後ろボタンの服、前ボタンのジーパン、オーバーオールはご遠慮ください。
- 3歳以上児（きいろ組・あか組・みどり組）については、クラス帽子をお配りします。お散歩や園庭での外遊びでも使用しますので、帽子をかぶって登園してください。
- ※クラス帽子は年齢で色分けをしています。個人持ちとなり卒園まで使用しますので、大切に使用してください。子どもにも識別できるようアップリケをつけていただいてもよいですが、目印程度を心がけていただき、活動に支障を来すような過度な装飾は、ご遠慮ください。また、帽子のゴムが伸びてきたら付け替えをお願いします。

連絡について

- 園だより・給食だより・保健だより・クラスだよりを毎月発行します。行事予定や献立、健康管理や保育の内容などについてお知らせしますので、必ずご覧ください。
- 連絡ノートを使用します。家庭での様子や気になることなど連絡ノートを通じて担任にお知らせください。園での様子等についても記入しますので、かばんの中は毎日確認してください。また、簡単なことは口頭で連絡することもあります。
- 遅刻、欠席、早退などの連絡は、おやつや給食の準備もありますので午前9時00分までをお願いします。
- 保育園に提出いただいた書類の内容（住所や勤務先など）が変わったときは、必ず保育園までお知らせください。
- お気づきの点がありましたら、どんなことでも保育園へご連絡ください。

登降園について

- 原則おうちの方でお願いします。普段と違う方がお見えになるときは必ず連絡してください。
 - 登降園時には、必ず保育士と連絡を取り合うようにしましょう。
 - 駐車場内は車の往来があり大変危険です。子どもから決して目を離さないでください。
 - 駐車場内は、十分な安全確認の上、徐行運転でお願いします。
 - 園児の安全を考え、登降園時の車の進路を右図のように一方通行とします。車で送り迎えをされる場合は、ご協力をお願いします。普段と違う方が送り迎えをされる場合も、一方通行にご協力いただくようお願いいたします。
- なお、この一方通行は、保育園が送迎時の渋滞緩和と交通事故防止のために実施しているものです。道路交通法で決められたものではありません。



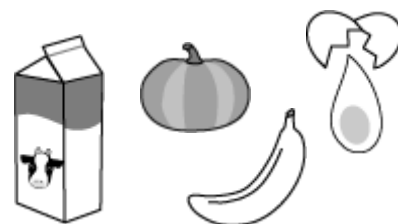
給食について

乳幼児期の食生活は、子どもの心身の発達、健康の保持増進に非常に大きな影響を与えます。保育園では発達に応じた栄養量を満たし、調理にあたっては衛生面、栄養上の特性、季節感、色彩等を考慮し、適温給食に努めています。また、家庭的な温かい雰囲気の中で、保育者も一緒に食事をし、成長段階に応じて適切な援助と指導を行っています。

- ① 清潔のしつけ……………食事前の手洗いを習慣づけます。
- ② 食事のあいさつ……………感謝の心を育てます。
- ③ 楽しい食事……………みんなで楽しく食べるためのマナーを知ります。
- ④ よく噛んで食べる……………食物の味覚を高め、消化を助けることを知ります。
- ⑤ 好き嫌いをしない……………栄養のバランスの大切さを知り、なんでも食べます。
- ⑥ 準備・片づけ……………年齢に応じて、できる範囲の準備・片づけに参加します。

★ 3歳未満児（0～2歳児）

- ・完全給食ですので、お弁当（ご飯）はいりません。
- ・午前中にもおやつがです。



★ 3歳以上児（3～5歳児）

- ・おかず（副食）のみがでますので、弁当箱にご飯のみを入れて持参してください。
ご飯の量は、3歳児 100g、4～5歳児 110～120gを目安にしてください。
- ・おはし、はし箱は毎日洗ったものを持たせてください。

年齢区分	エネルギー	備 考
1～2歳児	500キロカロリー	完全給食＋おやつ2回
3～5歳児	400キロカロリー	副食給食＋おやつ1回

食物アレルギーについて

食物アレルギーのあるお子さんについては、個別の対応をしています。事前に医師による診断書や指示書などを提出していただく必要がありますので園長にご相談ください。

健康について

丈夫で健康な体に育つためには、ご家庭と保育園が連携し適切な生活リズムと環境を作ることが大切です。バランスの良いおいしい食事、質の高い睡眠・休息、満足な遊び、排泄などすべてがお子さんの成長・健康には欠かせません。特に、睡眠と朝食は快適な1日のスタートに大きく影響します。「早寝早起き朝ごはん」を心がけましょう。

- ・お子さんの健康状態を日頃から把握するため、毎朝の検温をお願いします。
- ・保健カードの提出をお願いします。
毎年4月にご提出いただき、卒園・退所時には廃棄します。
- ・保育園では、内科検診、歯科検診を春と秋に1回ずつ行っています。



嘱託医師	内科検診	豊川貴司医師（木島平村診療所）	82-2143
	歯科検診	芳川和久歯科医師（芳川歯科医院）	82-3995

病気について

体調がすぐれないお子さんにとって、健康な子どもと一緒に生活・活動することは、体に大きな負担となり、症状を悪化させます。また、他のお子さんへ病気をうつし、集団感染の原因になることもあります。具合が悪いときは、早めに休養をとって体調を回復させましょう。特に、乳児や初めて集団生活に入るお子さんは、しばしば体調を崩すことがあります。病気が長引いたり、悪化しないためにも、早めの受診・手当をしましょう。

★こんな時は保育園をお休みして自宅で静養してください。

- ・朝から平熱プラス1℃の発熱がある。
- ・前日に38℃を超える発熱があった。解熱剤を使用している。
- ・24時間以内に2回以上のおう吐や水様便がある。
- ・食事や水分を摂るとおう吐や下痢がある。
- ・顔色が悪く元気がない。朝食を食べない。
- ・咳が続く。咳とともにおう吐がある。37.5℃を超える微熱をとまなう咳がある。
- ・時間とともに増える発疹。ガーゼで覆えないとびひがある。
- ・感染性の病気にかかった。（感染症について参照）

★早めのお迎えをお願いするめやす

保育中に体調が悪くなったときは、早めにお知らせします。

全身状態をみて熱が高くなくてもご連絡することがあります。ご了承ください。

- ・体温が高めで元気がない。
- ・下痢やおう吐の回数が多いとき。
- ・お子さんの全身の状態をみて（顔つき、機嫌、元気さ、食欲、呼吸、咳など）
家庭で休養した方がよいと判断したとき。

★病気の後の登園

体調が万全に回復してから登園してください。早めの登園は、病気をぶり返したり他の子どもへ病気をうつす原因になります。

- ・発熱があった場合、解熱後すぐの登園は控えてください。
- ・登園する前日は、必ず入浴をして体や頭髪を清潔にして登園させてください。

感染症について

保育園は、乳幼児が集団で長時間生活を共にする場で感染症が拡がりやすい環境です。そのため、さまざまな感染症が入れ替わり発生します。特に、乳児や小さい子どもは免疫力・抵抗力が低いために感染しやすく重症化しやすいです。

保育園としても、子どもたちが安全で快適な生活が送れるように感染予防に努めていますが、ご家庭でも子どもの体調管理・感染予防に留意いただき、体調がすぐれないときは登園をひかえ、早めに医療機関を受診してください。

下記の表①と②の感染症は、症状が重くなったり、合併症も心配な感染症です。診断が出た場合は、すみやかに保育園へご連絡ください。なお、回復後の登園は、表の中の「登園のめやす」を参考にし、回復してから登園してください。

登園には「医師記入の意見書」または「医師の診断を受け保護者が記入する登園届」いずれかの提出をお願いします。

①医師が記入する意見書が必要な感染症（用紙は巻末にあります。）

感染症名	感染しやすい期間	登園のめやす
麻疹 （はしか）	発症1日前から発しん出現後の4日後まで	解熱後3日を経過していること
風しん	発しん出現の7日前から7日後くらい	発しんが消失していること
水痘 （水ぼうそう）	発しん出現1～2日前から痂皮（かさぶた）形成まで	すべての発しんが痂皮（かさぶた）化していること
流行性耳下腺炎 （おたふくかぜ）	発症3日前から耳下腺腫脹後4日	耳下腺、顎下腺、舌下腺の腫脹が発現してから5日経過し、かつ全身状態が良好になっていること
結核	—	医師により感染の恐れがないと認められていること
咽頭結膜熱 （プール熱）	発熱、充血等の症状が出現した数日間	発熱、充血等の主な症状が消失した後2日経過していること
流行性角結膜	充血、目やに等の症状が出現した数日間	結膜炎の症状が消失していること
百日咳	抗菌薬を服用しない場合、咳出現後3週間を経過するまで	特有の咳が消失していること又は適正な抗菌性物質製剤による5日間の治療が終了していること
腸管出血性大腸菌感染症（O157、O26、O111等）	—	医師により感染のおそれがないと認められていること。
急性出血性結膜炎	—	医師により感染の恐れがないと認められていること
侵襲性髄膜炎菌感染症（髄膜炎菌性髄膜炎）	—	医師により感染の恐れがないと認められていること

～【厚生労働省】保育所における感染症対策ガイドライン～

※感染しやすい期間を明確に提示できない感染症については（－）としています。

※感染症が発生した場合は、保育園玄関に掲示し、予防方法や対処法について「ほけんだより」でもお知らせします。ご活用ください。



②医師の診断を受け保護者が記入する登園届が必要な感染症
(用紙は巻末にあります。)

感染症名	感染しやすい期間	登園のめやす
溶連菌感染症	適切な抗菌薬治療を開始する前と開始後1日間	抗菌薬内服後 24～48 時間が経過していること
マイコプラズマ肺炎	適切な抗菌薬治療を開始する前と開始後数日間	発熱や激しい咳が治まっていること
手足口病	手足や口腔内に水疱・潰瘍が発症した数日間	発熱や口腔内の水疱・潰瘍の影響がなく、普段の食事がとれること
伝染性紅斑 (りんご病)	発しん出現前の1週間	全身状態が良いこと
ウイルス性胃腸炎 (ノロ、ロタ、アデノウイルス等)	症状のある間と、症状消失後1週間 (量は減少していくが数週間ウイルスを排出しているので注意が必要)	おう吐、下痢等の症状が治まり、普段の食事がとれること
ヘルパンギーナ	急性期の数日間(便の中に1か月程度ウイルスを排出しているので注意が必要)	発熱や口腔内の水疱・潰瘍の影響がなく、普段の食事がとれること
RSウイルス感染症	呼吸器症状のある間	呼吸器症状が消失し、全身状態が良いこと
带状疱疹しん	水疱を形成している間	すべての発しんが痂皮(かさぶた)化していること
突発性発しん	—	解熱し機嫌が良く全身状態が良いこと
溶連菌感染症	適切な抗菌薬治療を開始する前と開始後1日間	抗菌薬内服後 24～48 時間が経過していること

③インフルエンザの診断があった場合

「保護者記入のインフルエンザ登園届」が必要(用紙は巻末にあります。)

インフルエンザ	症状が有る期間(発症前 24 時間から発病後3日程度までが最も感染力が強い)	発症した後5日経過し、かつ解熱した後3日経過していること
---------	--	------------------------------

※インフルエンザは非常に感染力が強く、重症化や合併症が心配される感染症であるため、厚生労働省により出席停止期間が定められています。インフルエンザの診断があった際は、すみやかに保育園へご連絡ください。

＜インフルエンザの登園のめやす＞

発症日	1日目	2日目	3日目	4日目	5日目	6日目	7日目	8日目	9日目
発症	解熱	1	2	3	*	登園可能			
発症	→	解熱	1	2	3	登園可能			
発症	→	→	解熱	1	2	3	登園可能		
発症	→	→	→	解熱	1	2	3	登園可能	
発症	→	→	→	→	解熱	1	2	3	登園可能

ケガについて

子どもは成長の過程で活動量がどんどん増え、遊びもダイナミックになっていきます。大きなケガや事故を防ぐためにも、転んだり擦りむいたりしていく中で、遊び方やルール、身のこなしを学んでいきます。

おひさま保育園では子どもたちの安全な園生活に努めていますが、万が一保育時間内や登降園の途中にケガをした場合に備えて、日本スポーツ振興センター共済に加入していただきます。掛金は全額、村で負担します。

○給付内容

初診から治ゆまでの医療費総額（医療保険でいう10割分）が、5,000円以上の災害が給付の対象となります。【保険点数500点以上（1点：10円計算）が対象】健康保険法に基づく医療費の4/10（そのうち1/10は療養に伴って要する費用として加算される分）が給付されます。

○請求・給付手続き

請求にあたり、医療機関から医療費の証明として「医療の状況」を提出してもらう必要があります。医療機関で「医療の状況」を記入いただき保育園に提出してください。治ゆまでに医療総額で5,000円以上の負担をされた場合は該当となりますので園長・担任にご相談ください。病院や診療所で薬の処方をしてもらった場合も対象となります。「調剤報酬明細書」を調剤薬局で記入いただき保育園に提出してください。

○その他

この共済を請求したケガ等については、二重請求にならないよう村の福祉医療費は請求しないでください。窓口で、福祉医療費の受給者証は提示せず、保育園でのケガであることを伝えてください。

あくまで、保育園で発生した災害に対しての給付です。受診の際、他の疾病等について合わせて受診されると対象から外れてしまいますのでお気をつけください。

オクレンジャー（一斉メール）の活用について

子どもたちの安全確保と緊急時の情報伝達として携帯一斉メール『オクレンジャー』を村の保育園・小学校・中学校で導入しています。

費用は村で負担していますが、メールの閲覧に関わる通信料は各自でご負担いただくようになります。このため、保育園では緊急性・重要性を十分考慮しながら、緊急時の備え以外にも必要に応じてオクレンジャーによる連絡を行ないます。登録にご協力をお願いします。

非常災害等の連絡について

災害発生の連絡が入りましたら、速やかにお迎えをお願いします。

また、災害発生時のお迎え等の対応について、日頃からご家庭で決めておいてください。

★保育時間中の避難場所

第1 避難場所	保育園の園庭	第2 避難場所	木島平小学校
---------	--------	---------	--------

保育要録の送付について

保育指針の改正により、小学校との連携を図るため、児童に関する健康状態や生活、保育園での様子をまとめた保育要録を小学校に送付することになりましたので、ご了承ください。

テレビ放映・新聞掲載等への対応について

保育園で行われる行事等の際に、ふう太ネットや新聞等の取材が入り、保護者の承諾を特に得ることなく、テレビ放映や新聞等に掲載されることがありますことをご了承願います。

また、年長児については、新1年生の紹介として村の広報紙に集合写真と地区・氏名が掲載されます。写真での児童の立ち位置と氏名が照合されない形での掲載となりますので、ご了承ください。

子育てに関する相談について

村では保健師や家庭児童相談員などを中心にお子さんの成長に合わせて色々な相談に応じています。保育園では、作業療法士など専門家の協力を得て支援チームで保育園での子どもたちの様子や保育士の支援方法を定期的に検討しています。ご家庭での子育てについての疑問や相談がありましたら、園長を通じてご相談ください。

保育料について

1. 保育料徴収金基準額表について

保育料徴収金基準額表は税額によって階層区分が14区分に、年齢によって2区分に分かれています。（保育料無償化により、変更になる場合があります。）

平成31年度保育料徴収金基準額表

（単位：円）

階層 区分	定 義		3歳未満児の場合		3歳以上児の場合	
			短時間	標準時間	短時間	標準時間
第1	生活保護法による被保護世帯（単給世帯を含む。）		0	0	0	0
第2-1	第1階層を除き当年度分の市町村民税非課税世帯	障害、母子世帯	0	0	0	0
第2-2		第2-1階層を除く世帯	6,500	8,000	4,000	6,000
第3-1	当年度分の市町村民税課税世帯であって、その市町村民税が均等割のみ課税されている世帯	障害、母子世帯	7,000	9,000	5,000	7,000
第3-2		第3-1階層を除く世帯	8,000	11,000	6,000	8,000
第4-1	当年度分の市町村民税課税世帯であって、その市町村民税所得割額が次の区分に該当する世帯	48,600円未満の世帯	障害、母子世帯	9,000	12,000	7,000
第4-2		第4-1階層を除く世帯	10,000	14,000	8,000	12,000
第5-1		48,600円以上 73,000円未満	15,000	19,000	13,000	17,000
第5-2		73,000円以上 97,000円未満	20,000	24,000	15,000	19,000
第6-1		97,000円以上 133,000円未満	25,000	29,000	18,000	22,000
第6-2		133,000円以上 169,000円未満	30,000	34,000	20,000	24,000
第7		169,000円以上 301,000円未満	35,000	39,000	23,000	27,000
第8		301,000円以上 397,000円未満	40,000	44,000	25,000	29,000
第9		397,000円以上	45,000	49,000	27,000	31,000

※村民税所得割額については、税額控除（調整控除、住宅の取得控除）前の額です。

※年齢は、入所する年度の4月1日の満年齢ですので、年度途中で3歳になっても保育料の額は変わりません。

2. 保育料の軽減について

- ①同一世帯で兄弟姉妹が2人以上同時入所している場合、次のように軽減されます。

軽 減 対 象 児 童	徴 収 額
年齢が1番上の児童	徴収基準額表に定める額
2番目の児童	徴収基準額表に定める額の半額
3番目の児童	全額免除

- ②入所する児童の同一世帯に3児以上の兄弟、姉妹がある場合、その3児目以降の児童の保育料は全額免除します。
- ③村民税所得割額 57,700 円未満の世帯は、同時入所の有無に係わらず第2子の児童の保育料を2分の1とします。
- 村民税所得割額 77,101 円未満の母子等の世帯は、第1子の児童の保育料を2分の1とし、第2子は無料とします。

3. 保育料を決定する所得税額等の税額判定者について

- ①保育所入所児童の主たる養育者が父母の場合・・・父・母の所得で判断
- ②保育所入所児童の主たる養育者が父のみの場合・・・父の所得で判断
- ③保育所入所児童の主たる養育者が母のみの場合・・・母の所得で判断
- ④保育所入所児童の主たる養育者が祖父母の場合・・・祖父母の所得で判断

4. 保育料の徴収について

1～3によって決定された保育料は、毎月徴収します。ただし、6月に確定する当該年度の村民税によって9月以降の保育料を改定します。扶養人数の変更等で村民税に変動が生じた場合は、保育料も変わる可能性があります。

住民税については「給与所得等に係る村民税・県民税 特別徴収税額の決定・変更通知書」または、6月に送付される「村民税・県民税 税額決定・納税通知書」をご確認ください。

5. 保育料の納付方法

★口座振替を希望される方

保育園または役場にある口座振替依頼書に必要事項を記入のうえ、金融機関または役場へご提出ください。毎月25日に口座から振り替えますので、残高の確認をお願いします。（振り替えができなかった場合は翌月10日に再度振り替えます。いずれも金融機関が休日の場合は翌営業日となります）再度口座振替を行っても振り替えができなかったときは、その月分は現金での納付となります。

★現金納付を希望される方

毎月10日頃に納入通知書をお送りしますので、納期限内に役場または金融機関で納付してください。なお、期限内に納付いただけなかった場合は、延滞金や督促手数料等が加算される場合があります。

※保育料は期限内に必ず納付してください。納付が滞った場合、保育園の運営に大きな支障をきたしますので、必要な手続きをとらせていただく場合があります。また、延長保育などの利用をお断りさせていただく場合があります。

6. 病欠・事故などで長期欠席の場合

病欠・事故などで長期欠席の場合も、保育園に在籍している間は保育料を納入していただくことになります。長期欠席される場合又は可能性のある場合は早めに園長へご相談ください。

7. その他

保育園は、ご家庭の状況やお子さんの様子を面接等でうかがい、必要性を判断した上での入所となります。入所後に入所基準に該当しなくなった場合には退所していただくこととなります。なお、定員に余裕がある場合には、私的契約児として継続して入所することは可能です。（その場合、村の保育料徴収金基準額表の年齢区分に応じた最高の保育料を負担していただくことになります。）

特別保育

乳児保育

- ★対象年齢…生後6か月から1歳3か月未満の乳幼児
- ★保育料……3歳未満児の額を徴収します。



延長保育

- ★実施時間等…月曜日から土曜日までの7：30から19：00まで
ただし、入園式、運動会、発表会、卒園式は、朝・夕の延長保育を実施しません。
ご承知おきください。
- ★申込方法等…月単位の申込は前月25日までにお願いします。土曜日の午後の延長保育を利用される方は利用日の3日前までに、1日単位を利用される方は利用日の前日までに、申込書を提出してください。
4月の利用申込書の提出については別途お知らせします。
- ★利用料（予定）

（単位：円）

利用区分	月単位		日単位			
	月～金曜日		月～金曜日		土曜日	
	第2・3階層	その他	第2・3階層	その他	第2・3階層	その他
7：30～8：30	0	1,500	0	200	0	200
8：00～8：30	0	700	0	100	0	100
16：30～17：00	0	700	0	100	—	—
16：30～17：30	0	1,500	0	200	—	—
16：30～18：00	0	2,000	0	300	—	—
16：30～18：30	0	2,500	0	400	—	—
16：30～19：00	0	3,000	0	500	—	—
12：00～13：00	—	—	—	—	200	200
12：00～15：00	—	—	—	—	600	600
12：00～17：00	—	—	—	—	1,000	1,000
12：00～19：00	—	—	—	—	1,400	1,400

○月単位の朝を申し込まれた場合、月～土曜日まで利用できます。

○月単位の申し込みの方が申込時間内にお迎えに来られない場合、1回につき30分100円の超過料金をいただきます。

○土曜日の午後の延長保育利用者全員、おかず入りのお弁当が必要となります。

○8：00以前、18：30以降の申し込みをされた場合、園長が面談を行います。

★ その他

- ・継続児は4月3日（水）から、新入園児は4月10日（水）から利用できます。
- ・延長保育料は、保育料（12ページ）とは別に14ページの料金となります。納入通知書は、利用月の翌月上旬に保育園を通じてお渡ししますので、期限までに納めてください。また、口座振替もできますので、希望される方は園長までおたずねください。（こちらについても、保育料とは別に口座振替の申請が必要となります。）

病後児保育 おひさま保育園に入園しているお子さんが対象となります。

★対象児童…病気の回復期にあり、医療機関における入院治療を必要としないが、集団保育が困難な状態にあり、かつ、保護者の勤務の都合、傷病、出産、冠婚葬祭、その他やむを得ない事由により家庭で保育を行うことが困難な乳幼児

★利用期間等…1事由につき連続7日以内まで利用できます。利用にあたっては、園長と面談のうえ、病後児保育利用申込書と医師の記入した診療情報提供書が必要です。（用紙は保育園にあります。）

病後児保育のめやす

下記の病状をめやすに、お預かりの判断をします。『お預かりできない症状』にあてはまる場合は病後児保育の利用をお断りさせていただきます。

症状別	登園を控えていただきたい症状	お預かりできない症状
発熱	① 37.6℃以上の発熱とともに元気がなく機嫌が悪い。 ② 食欲がなく朝食・水分が摂れていない。 ③ 24時間以内に38℃以上の熱が出ていた、または解熱剤を使用している。	① 38℃以上の発熱がある。
下痢	① 24時間以内に2回以上の水様便がある。 ② 食事や水分を摂ると下痢がある（一日に4回以上の下痢）。 ③ 下痢に伴い、体温がいつもより高めである。 ④ 朝から排尿がない。	① 食事や水分を摂ると刺激で下痢をする。 ② 腹痛を伴う下痢がある。 ③ 水様便が2回以上みられる。
嘔吐	① 24時間以内に2回以上の嘔吐がある。 ② 嘔吐に伴い、いつもより体温が高めである。 ③ 食欲がなく、水分もほしがらない。 ④ 機嫌が悪く、元気がない。 ⑤ 顔色が悪く、ぐったりしている。	① 咳を伴わない嘔吐がある。 ② 元気がなく、顔色が悪い。 ③ 2回以上の嘔吐があり、水を飲んでも吐く。 ④ 吐き気がとまらない。 ⑤ お腹を痛がる。 ⑥ 下痢を伴う。
咳	前日に発熱がなくても ① 夜間しばしば咳のために目が覚める。 ② 喘鳴や呼吸困難がある。 ③ 呼吸が速い。 ④ 37.5℃以上の熱を伴っている。 ⑤ 元気がなく機嫌が悪い。 ⑥ 食欲がなく朝食・水分が摂れない。 ⑦ 少し動いただけで咳がでる。	① 咳があり眠れない。 ② ゼイゼイ・ヒューヒュー音があり、眠れない。 ③ 少し動いただけでも咳がでる。 ④ 咳とともに嘔吐が数回ある。
発しん	① 発熱とともに発しんがある。 ② 今までになかった発しんが出て、感染症が疑われ、医師から登園を控えるよう指示されたとき。 ③ 口内炎のため食事や水分が摂れない。 ④ とびひ（顔等で患部が覆えない・浸出液が多く、他児への感染のおそれがある・かゆみが強く、手で患部を掻いてしまう。）	① 発しんが時間とともに増えてきたとき。
感染症	周囲への感染が心配される状態のとき	

緊急保育 保育園に入園していないお子さんが対象となります。

★対象児童…保護者の疾病、看護、介護、出産、災害、事故、就労、冠婚葬祭等により
緊急かつ一時的に家庭保育が困難となる、保育所に入所していない乳幼児

★利用期間…1ヵ月12日まで利用できます。

★申込方法等…利用を希望される方は直接園長へ申込んでください。

★利用料（8時間を超える場合及び土曜日の午後は延長保育料金を加算します。）

	4時間以内	8時間以内
3歳未満児	1, 300円	2, 500円
3歳以上児	800円	1, 500円

信州やまほいくの取り組みについて

おひさま保育園は、信州やまほいく（信州型自然保育）の認定を受け、自然の中で全身を使った楽しい遊びをたくさん行っています。様々な自然体験を通じて子どもたちの心が揺り動かされ、楽しみ、驚き等々の感情を日常的に経験することによって、子どもたちの豊かな感性を育むことができます。

※信州やまほいく（信州型自然保育）認定制度とは、信州の豊かな自然環境と多様な地域資源を活用した、屋外を中心とする様々な体験活動を積極的に取り入れる保育・幼児教育を行う施設を県が認定する制度です。

ご意見・ご要望について

保育園を利用するにあたり、お気づきのことやご意見・ご要望などがありましたら遠慮なく職員へお伝えください。保護者のみなさんの立場になって考え、ご意見やご要望にお応えできるよう、努力いたします。

なお、ご意見などをいただくときは、職員の誰にでもお話しただけですが、相談の窓口として、受付担当者：園長補佐、相談解決責任者：園長となっております。

★ ご意見・ご要望は電話、口頭、文書、投書、メールでお寄せください。

① 投書箱は保育園の玄関に設置し、毎月10日に開封します。

② 無記名のものについては、改善事項をお知らせできませんので、あらかじめご承知おきください。

③ メールは教育委員会子育て支援係で開封し、保育園へ連絡します。

★ 教育委員会子育て支援係でもご意見・ご要望を受け付けています。

子育て支援係 電話 82-3111(内線 205)

メールアドレス kosodate@vill.kijimadaira.lg.jp

行事開催時の駐車場について

保育園では行事の開催に合わせ、保護者やご家族のみなさまに来園のご案内をさせていただきます。その際、私有地への無断駐車や路上駐車によって農作業に支障をきたす事例が見受けられます。

保育園では、行事の開催に合わせケヤキの森公園・小学校北側駐車場を借用しています。多くのみなさんに気持ちよくご参加いただくため、また交通事故等防止のためにも、無断駐車や路上駐車がないようご協力をお願いいたします。

特に降雪時は保育園周辺の駐車場も狭くなります。誘導員を配置するなどできるだけ多くの車が駐車できるよう対策を講じますので、ご理解とご協力をお願いします。

